



だれもが安心してらせるように、差別をなくすための3つの法律のことで。

- ① 障害(しょうがい)のある人への差別をなくす法律
- ② 国やちがう文化の人(外国の人など)への差別をなくす法律
- ③ 部落差別をなくすための法律

これら3つの法律は、

「人はみんな大切で、同じように尊重(そんちょう)されること」、
「見た目や生まれ、ちがいで差別をしないこと」を自指してつくられました。

① 障害者差別解消法とは…

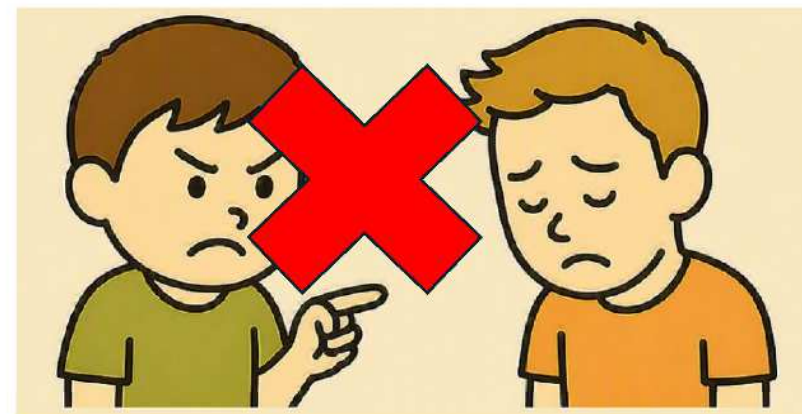
からだやこころなどにしょうがいがある人も、みんなと同じように大切にされて、安心してらせるようにするためのルールです。



👉 学校やお店で、誰もがこまらないように、くふうしたりすることが大切です。

② ヘイトスピーチ解消法とは…

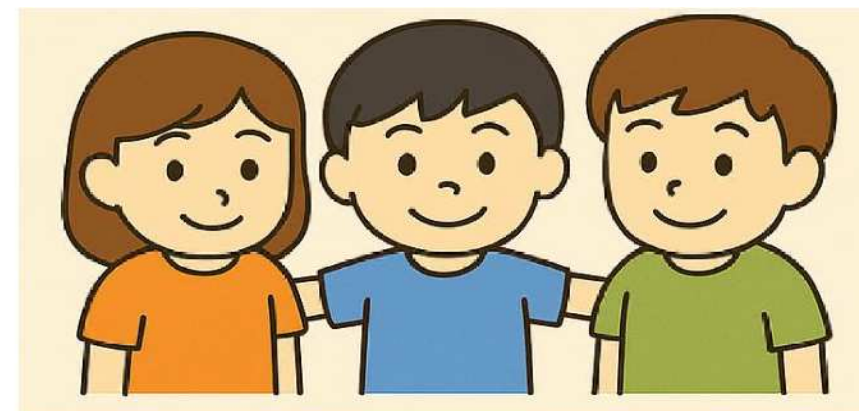
国や文化のちがいなどを理由に、人をきずつけるひどい言葉(ヘイトスピーチ)を許さず、なくそう、というルールです。



👉 みんなが安心してらせるように、お互いに認めあうことが大切です。

③ 部落差別解消推進法とは…

生まれた場所や家のちがいで、人を差別することをなくしていこうと国や社会のみんなで取り組むためのルールです。



👉 いまも根強く残るこの差別をなくして、みんなが安心してらせる社会にしていきましょう。

◎ 学校や地域で人権について学び、自分もふくめたすべての人を思いやる気持ちを大切にしましょう。